

# 素材の生産構造と労働組織

—木頭林業構造との関連において—

北 川 泉<sup>※</sup>

Izumi KITAGAWA

A Study on the Structure of Lumbering  
and Organization of Logging Workers in Kito

## I 下流製材業者の山元掌握の過程

明治中期までの木頭林業地帯（狭義での徳島県那賀郡木頭村、沢谷村、上那賀町を指す）においては、山元業者による天然林材（黒木）の伐出が、焼畑農民を袖夫木挽として雇用することによって行なわれており、那賀川下流業者の直接的入山買付はまだあらわれていない。

いわば、明治中期頃までは、山元業者がまだ一応独立して素材を生産し、中島・古庄の木材問屋に付売りするか、委託販売するという関係にあった。もちろん、その過程においても、下流木材問屋との結合ないしはその支配下への従属という関係は、とくに資金面を通して進行していたことは、拙稿「素材生産資本の存在形態」<sup>2)</sup>においてみた通りである。この過程で、那賀川河口の中島・古庄業者は、木材需要に刺激をうけた奥地天然林材の生産増大を背景として、その商業活動を通じて資本を蓄積し、製材部門を兼営することにより、しだいに木頭奥地進出の基礎をつくっていった。

こうした木材流通過程での、一つの大きな変革の契機となったのは、明治25年の風水害によって、旧下木頭村の高磯山が崩壊し、従来の山筏の運行が不可能となり、かつての流送路体系の変化によって、山元伐出業者の流送路支配がくずれたことである。もちろん、この変化は単に自然の災害によるものではない。災害の発生する以前に、すでに下流業者の山元支配が進み、その極限状態が高磯山の崩壊によって、一挙に逆転したものとみななければならない。

ともかく、このことを契機として、下流業者が山元での原木を直接買付け、上流から一貫した放流搬出を行なう形態が多くなり、明治30年代から明治末期にかけては、「黒木地帯たる木頭村や上木頭村では従来の山元伐

第1表 木頭・沢谷両村における村外所有の推移  
(単位 ha)

		明治 26年 (20年)	明治 36年 (35年)	大正 2年	大正 12年 (10年)	昭和 12年 (10年)	昭和 24年 (25年)
木頭村	全林野面積	2,876	2,923	2,922	4,898	2,828	18,448
	村外者所有面積	334	334	669	1,388	1,555	11,507
	同上比率%	12	11	23	28	55	62
沢谷村	全林野面積	6,476	6,476	?	6,476	6,476	6,476
	村外者所有面積	1,295	2,072	?	4,404	5,375	5,505
	同上比率%	20	32	?	68	83	85

(注) 四手井・半田『木頭の林業発展と日野家の林業経営』96頁および122頁。  
大正12年の木頭村林野面積の増大理由不明。  
昭和24年の木頭村林野面積は見込面積（それ以外は台帳面積）。  
年代( )内は沢谷村。

出業者は、天然林材生産から急速に駆逐され、一部は中島業者へ立木売買を斡旋する買手ないしは仲買に、又一部は那賀川運送専業者に分解転化していったので<sup>3)</sup>ある。もちろん、例えば拙稿<sup>1)</sup>で述べた海川村の杉本氏のように、下流業者の横井氏との関係を強めながら、相対的に自立的立場を維持した山元業者も存在していたことは否定できない。

こうした下流業者の山元掌握の過程は、同時に山元での林地買付の過程でもある。木頭村、沢谷村における林地の村外所有者の占める割合は、第1表のようで、大正末期から昭和10年代までのいわゆる経済恐慌期における村外流出が大きく、昭和12年には、木頭村で55%、沢谷村では83%が村外所有者の手に渡っているのである。

また、下流製材業者の林地集積過程をみると、第2表のように、業者によってかなりの差があるが、明治以後では、大正10年前後と昭和10年前後にピークがみられ、第2次世界大戦までには、木頭地域全林野面積の過半を所有することになったのである。

村外へ流出した山林は、明治から大正初期には、ある

※ 林業経済学研究室

第2表 下流製材業者の林地集積過程

	横井家	玉置家	三枝家	佐々木家
明治23	—	—	—	—
28	—	—	—	—
33	7.2	—	—	—
38	28.5	—	—	—
43	47.2	5.9	11.0	9.1
大正4	78.7	16.3	11.0	18.0
9	90.4	16.9	12.6	43.3
14	92.9	33.5	35.6	52.3
昭和5	93.0	47.9	44.4	56.8
10	94.3	58.6	61.5	57.6
15	94.9	76.9	74.7	66.2
20	96.5	79.6	74.6	69.1
25	99.4	93.8	92.4	?
28	100.0	100.0	100.0	100.0
現在の所有面積	1236.9町	789.5町	171.7町	910.0町

(注) 出所、第1表に同じ。但し佐々木家については個別調査による。中木頭、上木頭、木頭3か村内に所在する山林について示す。但し佐々木家については木頭地域内(昭和28年の所有面積を100とするもの)。

程度周辺の地主や木材業者および海部郡牟岐方面に居住する地主や網元<sup>5)</sup>の手に移っているが、主体はやはり下流の中島・古庄の業者で、それに次いで周辺の伐出業者ないし製材業者が集積したものとみてよい<sup>6)</sup>。

「焼畑農民層の分解を決定づけたものは、明治25年以來始まる中島業者の原木買付であった。彼らは従来の地主山元伐出業者と手を結び、あるいは支配下におきながら、さしあたり彼ら地主の所有する里山山林を回避して、奥山の共有地焼畑地を狙い打ちした。すなわち地域的には木頭奥山地帯にあたる沢谷村、木頭村奥地からまず買付を開始した。明治26年に佐々木氏は沢谷村の岩倉部落共有林を買入れた。また明治28年に横井氏も同じく岩倉部落の共有林500町歩を300円で買い取り、さらに明治31、33年には木頭、上木頭、中木頭、宮浜各村の奥山買付を開始している。木頭地方の村民が林野に対して世襲財産的感覚に乏しく立木を「台ツキ」(土地込み)で売買する慣習が一般的であったことと、激しい地価の昂騰とが林地の投機的売買を有利なものとしていたため、中島業者の原木買付は直ちに林地取得と結びついた。」<sup>7)</sup>といわれているように、木頭奥地の焼畑地帯の山林は、一括して下流の業者に帰属するものとなり、その結果、焼畑農民は急速に土地から切りはなされ、分解をとげていったのである。同時に、山元伐出業者の多くは、「棟梁」、「買子」あるいは「先手」となって、下流業者のエージェントに組み込まれていった。

それを決定的にしたのは、大正末期から昭和初期にか

けての経済恐慌の影響である。この時期には、山元周辺の業者や地主の所有していた山林も、急速に下流業者の手中に集積されていったのである。

下流業者の流送路掌握による流送体系の変化が山元業者に与えた大きな変革と同時に、昭和4年(1929年)の世界恐慌の与えた変革もまた大きな意味をもっている。木頭の山元では木材価格は、1才当り<sup>8)</sup>大正9年には12銭、大正12年は10銭、さらに昭和5年にはわずか2銭にまで暴落し<sup>9)</sup>、昭和12年に至っても、1才当り4銭台に回復したにすぎないのであるから、山元業者の受けた打撃はきわめて大きかったことが容易に理解されよう。山元の伐出業者は、大なり小なり中島の業者に資金をあおいで、買材を行っていたのであるから、買付材の暴落はそのまま山元業者の負担になったのである。

当時、山元の仲買人として素材生産を行っていた木頭村の安岡岩樹氏の話によって、昭和恐慌当時の事情をみてみよう。

安岡岩樹氏の父は、明治24年に高知県安芸郡から紙漉きとして入村してきた。その後、大正5年頃から素材の取り扱いを始め、岩樹氏もその手伝いをしていた。大正9年頃から和紙が不況となり、そのため紙漉きを止めて、素材生産に専念することになった。当時、木頭で最も大きい山元素材業者は、杣夫から身を起したという南宇の畦内忠次氏で、彼は黒木を対象に素材業を営んでいたが、安岡氏は、この畦内氏の下請生産を行っていたのである。この仲買の過程で、安岡氏は山林20haを買入れ、造林をはじめている。

その後、畦内忠次氏が、大正10年に死亡し、その兄弟3人が木材商を営んでいたけれども、大正10年頃は、黒木から人工林材へ変る過渡期だったので、安岡氏はスギ人工林の伐出を手がけ、頭初は、下流業者の玉置商店との専属山元業者として伐出を行っていたが、大正11年に期限つきの林地返済問題をめぐって対立し、大正12年には三枝商店の専属に転換した。

したがって、安岡氏の業者としての性格は、畦内忠次氏の山元仲介人ないしはブローカー的性格から、畦内氏没後は、そのあとをついだ形で山元素材業に上昇転化し、下流業者と直結したものとみることができよう<sup>10)</sup>。

大正年間、谷口から奥で年間約1千万丈(約132,000石)の素材が生産されており、そのうち、安岡氏、日野氏、森下氏の3名が、それぞれ年間約60万丈(約8,000石)の素材を取り扱っていたといわれる。

ところが、昭和恐慌時に、これら山元業者は破産をして、安岡氏自身も、自己資金15万円をつぎ込み、その上、幼令林つきの山林20haも下流業者の手に渡り、さら

に3万円あまりの負債をせおう結果となったという。安岡氏の山林の場合は、海川の新居氏、中島の三枝氏に渡ったといわれる。

当時、木頭村内の山元業者は、北川に3人、西宇および出原に6人、助に2人、海川に1人、合計12人は存在していたといわれ、それら山元業者は、ほとんど中島・古庄の業者から資金を前借りし、それをもと手に山元で買材を行なったが、その買材の責任は山元業者自身にあった。いわば、資金前借によって下流業者に従属させられながらも、山元業者としての自立性は半面で保持されていたとみることができよう。

しかしながら、昭和恐慌を経ることによって、山元業者の自立性は、ほぼ完全に喪失することとなり、ほぼ完全に下流業者の山元掌握が行なわれたのである。この時点から、いわゆる「買子制」なるものがはっきりした形であられることになる。

- 1) 林業発達史資料「木頭林業発達史」林業発達史調査会 1959, 58頁参照
- 2) 北川泉「素材生産資本の存在形態」—山元伐出業の機能について—島根大学農学部研究報告3号 1969年
- 3) 前掲「木頭林業発達史」80頁
- 4) 前掲「素材生産資本の存在形態」
- 5) 明治期における谷山地域の経済交流は、主として牟岐地方であつて、日用品の大半は牟岐の商人が搬入し、谷山地域の木材は、柚角などにして人間の肩で搬出したといわれている。したがって、牟岐地方の日用雑貨商人や縄元の林地取得が進んだものとみられる。
- 6) 四手井・半田編著「木頭の林業発展と日野家の林業経営」農林出版 KK 1969, 124頁
- 7) 前掲「木頭林業発達史」90頁
- 8) 木頭地方では、古くから才当り単価によって木材取引が行なわれていた。75.8才=1石
- 9) 京都大学林業問題研究会「林業地帯」高陽書院 1956, 285頁
- 10) 仲買人は、自身の責任において原木あるいは山林の売買を仲介して手数料を稼ぎ、あるいは投機的な売買に従事していたのである。

## II 伐出機構の再編と「買子制」

そもそも「買子制」というのは、「買子は製材業者自からが、木頭の山林に精通した村民のうち、才能とある程度の資力とを有する者を自己に直属する駐在員として配置したものである。買子の主要な仕事が原木の買付にあることは、以前の仲買人と変りなかった。しかし、製材業者が単に製材業者たるのみでなく、同時に大山林所有者——林業家でもあるということに照応して、買子の仕事は原木の買付あるいは山林の売買のみに限定されず、次第に彼らの持山の管理、山林労働者の雇用、伐採事業の監督等の部門にまでおよんでいった。その結果、仲買人と棟梁という、もともとちがった性格のものが、同一人の兼業するところとなったのである」<sup>11)</sup>と述べられているように、もともとは特定の木材商人から資金を仰いで、原木の買付を行ない、出来高に応じてマージンを取得するもので、独立の商人ではないが、単なるプロ

—カーでもない。ところが、木頭の山元での買子といわれるものは、後述するように、原木の買付以外に、山林経営にまで従事する山守的性格を兼ねている上に、給料制という固定的収入に変わってきているのである。

このような買子を、自らの組織内に再編することによって、下流の製材業者は、自らの製材原木の多くの部分を、立木買付からの一貫生産によって入手するという原木調達機構を完成させると同時に、自己所有山林の経営基盤を確立させ、木頭林業地帯での主要な素材生産の担い手となるのである。

昭和10年代の下流業者による買子包摂の過程と、その地域支配の過程に関して、つぎの文章をみてみよう。これは、下流製材業者の三枝氏が、その買子である早山友一氏に出した手紙であるが、<sup>12)</sup>当時下流業者の山元支配は、買子を介することによって、あるいは買子を掌握することによって行なわれていたということが明確に示されている。

「早山友一殿

徳島県那賀郡古庄駅西

☉ 三枝商店 木材部  
製材

拝啓仕り候、昨日は御遠路御光来色々とお話し承りました、古屋川は幣方製材工場を開始前丸太専門として明治四十年頃大江武七様大江喜五郎様が幣店の買場主任トシテ活動被下其時ノ専業ノ面影が古屋窪ノ床山デ今ニ残ツテ居リマス、引続き大正元年本店工場ヲ開始以來ハ引続き大江武七様浜口仁宇(主トシテ賀川組ヲ手下トシテ谷山方面牟岐ノ大黒屋ノ資材ヲ買入)引続き沢満太郎氏古屋方面買入主任トシテ川俣久保様竹花様其他の御得意ヲ御願ひ申し居りし其の時代ニ川原伝太郎様及日野満太郎氏は立派なる仕出し人として主トシテ幣方のみ工木材を多量ニ出材被下川原氏及日野氏及前田氏は貴君御承引の通り幣方の第一の御得意デアリマシタ其ノ時代に幣方ハ古屋ニ立派なる床山ヲ持ツテ居リマシタ、前田氏ノ家ノ奥デ大株、丸淵、其他ニテ小株ヲ所有シテ居リマシタ前記の通り古屋川は幣方木材部ヲ開設以來第一の御得意に有之出ノヨイ点及立派なる木材品質ノ優良ナル点ニ於テ古屋川ハ那賀川谷口上流ニ於ケル第一流の地域ニテ其ノ立派なる地盤は引続き貴君が幣方へ入社被下テ以來愈々貴君の正直真面目ナル人格ト御得意先ニ於ケル貴君ノ親切なる行為等総トノ点が貴君ヲ各得意様が信用シテ呉レテ特ニ牟岐小川様、川部様、飯田様、畦地様、川俣竹花様、久保様、蟹谷様其他川俣方面の御得意様は貴君の手腕竝ニ本店ノ確実ナル取引竝ニ平素ニ於ケル行為等ヲ各御得意先が信用ヲシテ呉レテ大正九年以來ノ大不況の節以降毎年毎年原料ヲ売ツテ下サレテ現在迄古屋川は幣

店第一の御得意に有之他店も古屋川には三枝ノ早山が居る故容易ニ侵入ハ困難として一昨年迄ハ他店ハ侵入困難ニ有之る処那賀川トシテ他地方は次第ニ原料細木トナリヨイモハ古屋川以外ニハ尠くなりたる結果、玉置、横井、橋見等夫々少量は侵入仕り居るも然し乍依然トシテ古屋川は幣方トシテ金城鉄壁の完全なる地帯に有之然ル処今回賀川喜一氏佐々木氏の店員となりたる為め賀川トシテモ出来ル丈ケ自分が居住セル谷山方面を根拠トシテ川俣方面の知合の人ノ木材を注目スルハ当然ノ結果に有之るも之レは将来非常に注意スベキ点デ昨日も貴君へ激励の言葉を申上候通り将来の強敵ハ佐々木商店に有之るも佐々木氏は御自分の御山は大部分伐採セル故今後ハ大部分買入木ヲ以テ製材原料トスルヨリ外なき状態デアリマス故特に御店主人は積極的の事業經營振リヲ示サレテ居リマス故古屋川方面を特に注目シテ居リマス故今後ハ充分なる御配慮ヲ願上度候

以上古屋川は各店が注目シテ来年度位以降ハ競争激甚地トナルかも不計よし亦従来の立派なる地盤特ニ貴君が不況時代ヨリ苦心開拓セル立派なる地盤、川俣方面竝に牟岐方面ヲドーゾ相不変立派に本店が安心の出来ル様に大御努力ヲ切望仕り候

二伸

前述の如くに御座候間、今回竹花氏ノ山も幣方へ契約スル様ニ活動専尚先方伐採スル方針ノ節にハ本年度伐採シテモヨロシイ本店ハ他地域ノ原木ヲ伐採中止シマス故貴君ノ方ヘドウゾ伐採シテ下サイ

尚中田森義氏丈ケ谷ノ伐採ノ由ニ付之レハ同氏へ充分御話ノ上幣方へ御相談下サレ活動下サレ度ク候也  
幣方としても夫々中田氏竝に中田正義氏へ依頼致すべく候也

先は右迄

草々

昭和十一年九月十六日

以上の文章によって、昭和11年には賀川喜一氏が佐々木氏の買子となったことがわかるが、下流業者の山元掌握は、買子が大きな役割を果していることがわかる。

ここで、少しく早山友一氏が三枝氏の買子となつたいきさつを通して、当時の素材生産のあり方をみてみよう。

明治期の深森<sup>12)</sup>には、日野満太郎、前田国松、早山乙吉、川原福一等が木材の仲買商を営んでいたといわれる。明治から大正にかけては、これら仲買人は立木を見タオシ（寸検なしの山買い）で買い付け、一般に先手に下請伐出させ、深森と那賀川の合流点で筏に組み、中島口へ乗り下げ<sup>13)</sup>、そこで製材業者に売るといふのが一般的形態であった。そうした状況のなかで、大

正7～8年の木材価格の高騰した頃、早山氏は三枝商店から資金を前借して、木材の仲買をはじめたのがきっかけという。現在、早山氏は73才であるから、当時は21才の頃であった。

大正13年に至って、三枝商店から「専属で手伝ってくれないか」という話があり、この年の末に三枝商店の買子（店員）となった。大正9年頃から木材価格が下りはじめたため、自立できる条件はしだいに狭められつつあった。そうしたなかで、「賢いところでやった方がよい」と思って、三枝商店の買子になったという。その時、早山氏は、次のような条件をつけて、専属の買子になることを承諾しているのである。

- (1) 報酬は給料で支払う
- (2) 土地つきの立木を買取り、土地のみを早山個人のものとしてもそれを認めること
- (3) 資金の前借をさせること

早山氏の初任給は月給43円であった。当時の小学校長の月給が45円くらいであったといわれる。しかし、特に利益の多い買付をした時は、益と正月に賞与をもらったというから、実際の報酬は小学校長の給与を上廻っていたものとみてよい。

こうして、早山氏個人の山林も、伐出業をはじめて現在までに5.7haから約60haに拡大した。それと同時に、三枝商店の現在の持山172haのうち、その80%にあたる135haは早山氏の手がけたものであるといわれる。早山氏は、かくして三枝商店の買子としての地位を固めるとともに、三枝氏の山林経営についても山守の立場をとることになったのである。

このようにみえてくると、林地購入について買子の果たした役割が大きく、その買子による林地購入機能と山守的機能とは、本来同一の性格をもったものと解されよう。

- 11) 前掲『林業地帯』286～7頁
- 12) 深森は、現在上那賀町に属し、早山友一氏はこの部落に住居をもっている。
- 13) 明治43年には、那賀川筋労働者の労働条件の向上と舟筏路をつくる目的で「那賀川運材業組合」が結成されている。多分にギルドの性格をもった組合で、頭数は61名で出発している。徳島県労政課『那賀川流筏労働運動史』1956 参照。

### III 素材生産機構と労働組織

#### 1. 素材生産機構

まず、つぎの統計数値によって、那賀川流域における素材生産と製材業の実態について簡単にみておこう。

第3表で明らかのように、製材工場は、木頭村、木沢村、上那賀町といった木頭上流地域にはわずかに6工場しか存在せず、しかも規模もきわめて小さい。それに反して、阿南市、那賀川町、羽の浦町等の那賀川下流に製材工場が集中しており、規模も隔絶して大きい。

第3表 那賀川流域製材工場の実態(1)

市町村	工場数	労務				設備機械										出力数	
		常雇	1工場当り	臨時	1工場当り	自動	手押	テ兼	テーブル	自ロー	丸(縦)	丸(横)	目立	ホーク	搬送	kw	1工場当り
木頭村	1	7	7.0	—	—	1	—	—	—	—	1	2	1	1	—	28.50	28.50
木沢村	2	4	2.0	—	—	—	2	—	—	—	2	2	2	—	21.75	10.88	
上那賀町	3	24	8.0	—	—	3	—	—	3	—	2	6	3	—	81.64	27.21	
相生町	4	27	6.8	—	—	4	—	2	2	—	3	8	5	1	109.81	27.45	
鷺敷町	8	48	6.0	3	0.4	8	—	—	5	1	10	11	10	2	230.45	28.81	
小計	18	110	6.1	3	0.2	16	2	2	10	1	18	29	21	4	472.15	26.23	
阿南市	54	592	11.0	16	0.3	36	11	20	45	12	77	121	59	35	7	2517.83	46.63
那賀川町	17	349	20.5	17	1.0	20	—	—	21	16	—	58	37	25	7	1265.37	74.43
羽ノ浦町	36	491	13.6	15	0.4	31	—	6	32	18	—	112	67	32	8	1565.80	43.49
小計	107	1,432	13.4	48	0.4	87	11	26	98	46	77	291	163	92	22	5349.00	49.99
計	125	1,542	12.3	51	0.4	103	13	28	108	47	95	320	184	96	22	5821.15	46.57

(注) 農林省徳島統計調査事務所調べ(昭和42年)

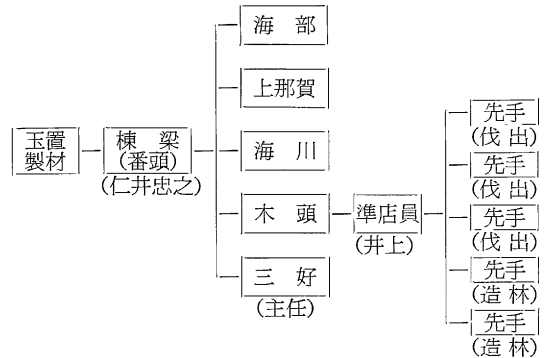
さらに、第4表にみられるように、上流の小規模工場は、その製品販売市場をほとんど自県内に求めているのに対して、下流の大規模工場は、その大半を県外、特に京阪神市場に求めていることが明らかである。また、原木入手についてみると、上流の小規模工場は、立木買付によるものがほとんどで、素材買付はきわめて少ない。それに対して、下流大規模工場は、逆に素材買付のウエイトが高いという特徴をもっている。しかし、後述するような山元での買子制を通しての原木集荷を考慮するならば、この下流大規模工場といっても立木買付のウエイトが逆に高くなるという結果になるであろう。

以上のように、上流の小規模製材業と下流の大規模製材業の原木集荷における典型的違いを規定しているものとしては、それぞれの原木集荷機構にあると考えられる。すなわち、上流小規模工場ではそのほとんどすべてが独立した原木集荷機構をもたず、工場みずからが原木集荷を兼ね、フリーの小規模伐出業者に依存するという形をとっているのに対して、下流大規模工場では後述するように独立した原木集荷機構をもっている。そして、この大規模集荷が主幹的な木材流通部門を形成し、京阪神の遠隔地市場と結びついているのに対して、山元の小規模製材は木材流通の補完的意味しかもたず、ほとんど地域内か、その周辺の消費に向けられているのである。

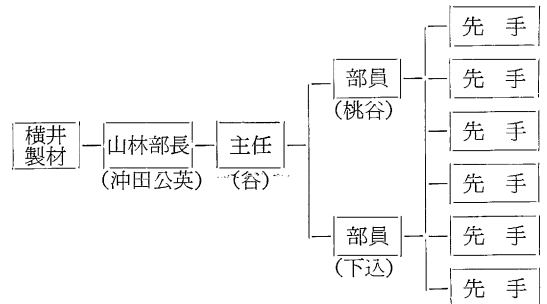
つぎに、那賀川下流の製材業者の原木調達機構としての素材生産構造についてみてみよう。前述したように大規模製材業者は山元に「棟梁」、「番頭」、「買子」、「職員」などという名称で、それぞれ現地駐在員をおき素材生産を行なうのが一般である。それら駐在員は、一般に山元在住の者によって占められているが、なかには下流

地域から配属されることもある。下流製材業者はほとんど木頭の山元に相当の山林を所有していることから、これら駐在員は単に原木集荷に限らず、その山林経営にも従事し、さらに林地購入すらも担当するという、下流業者のエージェントとしての役割を担っている。その組織には製材業者によって多少の差がある。つぎに二、三の例をあげてその機構の実態をみておこう。

(i) 玉置製材および中島木材の場合



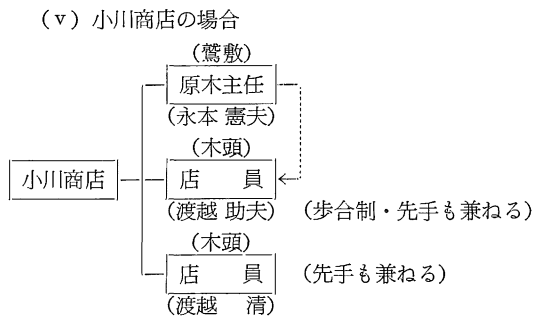
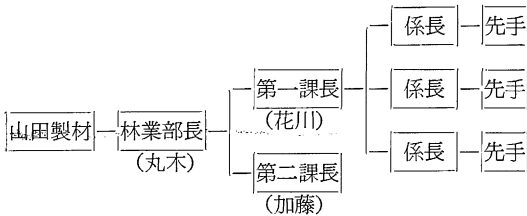
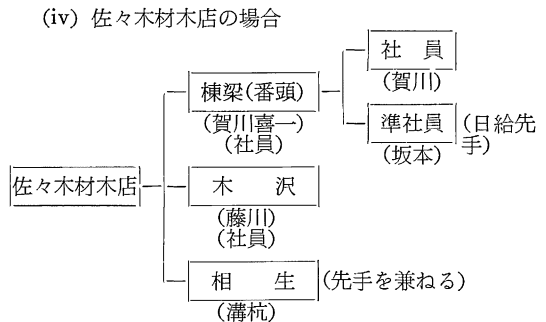
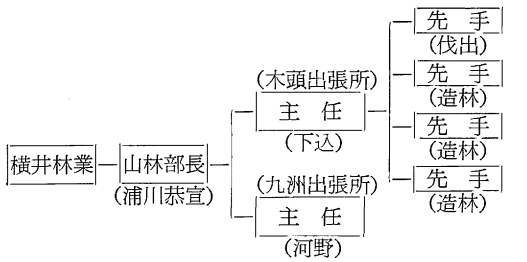
(ii) 横井製材・横井林業の場合



第4表 那 賀 川 流 域 製

市町村名	工場数	立 木			素 材					消 費 量			在荷量	総 数	総 数	
		総 数	国 有	そ の 他	総 数	市 場	国 有	業 者	そ の 他	手持材	賃 び き	計				
木 頭 村	1	1,400	1,400	—	1,400	—	—	—	—	—	1,400	320	1,720	91	1,720	1,720
		1400.0	1400.0	—	1400.0	—	—	—	—	—	1400.0	320.0	1720.0	91.0	1720.0	1720.0
木 沢 村	2	400	400	—	400	—	—	—	—	—	400	205	605	20	605	605
		200.0	200.0	—	200.0	—	—	—	—	—	200.0	102.5	302.5	10.0	302.5	302.5
上那賀町	3	4,205	3,085	—	3,085	1,120	—	—	—	1,120	4,205	625	4,830	273	4,830	4,830
		1401.7	1028.3	—	1028.3	373.3	—	—	—	373.3	1401.7	208.3	1610.0	91.0	1610.0	1610.0
相 生 町	4	4,366	4,271	—	4,271	95	—	—	—	95	4,366	300	4,666	139	4,666	4,666
		1091.5	1067.8	—	1067.8	23.8	—	—	—	23.8	1091.5	75.0	1166.5	34.8	1166.5	1166.5
鶯 敷 町	8	8,900	8,710	—	8,710	190	—	—	—	190	8,900	218	9,118	419	9,118	9,118
		1112.5	1088.8	—	1088.8	23.8	—	—	—	23.8	1112.5	27.3	1139.8	52.4	1139.8	1139.8
小 計	18	19,271	17,866	—	17,866	1,405	—	—	—	1,405	19,271	1,668	20,939	942	20,939	20,939
		1070.6	992.6	—	992.6	78.1	—	—	—	78.1	1070.6	92.7	1163.3	52.3	1163.3	1163.3
阿 南 市	54	113,027	33,222	6,387	26,835	79,805	26,766	2,970	39,263	10,806	113,027	5,821	118,848	4,156	118,848	101,446
		2093.1	615.2	118.3	496.9	1477.9	495.7	55.0	727.1	200.1	2093.1	107.8	2200.9	77.0	2200.9	1878.6
那賀川町	17	90,448	18,794	—	18,794	71,654	8,328	—	62,726	600	90,448	—	90,448	13,253	90,448	59,758
		5320.5	1105.5	—	1105.5	4214.9	489.9	—	3689.8	35.3	5320.5	—	5320.5	779.6	5320.5	3515.2
羽ノ浦町	36	116,584	19,800	4,000	15,800	96,784	23,730	1,000	33,214	38,840	116,584	23,903	140,487	4,403	140,487	116,862
		3238.4	550.0	111.1	438.9	2688.4	659.2	27.8	922.6	1078.9	3238.4	664.0	3902.4	122.3	3902.4	3246.2
小 計	107	320,059	71,816	10,387	61,429	248,243	58,824	3,970	135,203	50,246	320,059	29,724	349,783	21,812	349,783	278,066
		2991.2	671.2	97.1	574.1	2320.0	549.8	37.1	1263.6	469.6	2991.2	277.8	3269.0	203.9	3269.0	2598.7
計	125	339,330	89,682	10,387	79,295	249,648	58,824	3,970	135,203	51,651	339,330	31,392	370,722	22,754	370,722	299,005
		2714.6	717.5	83.1	634.4	1997.2	470.6	31.8	1081.6	413.2	2741.6	251.1	2965.8	182.0	2965.8	2392.0

(注) 農林省徳島統計調査事務所調べ(昭和42年) 単位 $m^3$ , 下段は1工場当り



材 工 場 の 実 態 (2)

樹 種 別 入 荷							入 荷			先別自県 生産量	出 荷 先					製 品 在 荷	
針	広	総 数	ラワン	米 材	北 洋	その他	輸 入	移 入	入 広		自 県	京 浜	中 京	京 阪 神	その他		
1,720	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,720	1,346	1,346	—	—	—	5	
1720.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1720.0	1346.0	1346.0	—	—	—	5.0	
605	—	—	—	—	—	—	—	—	—	605	465	465	—	—	—	3	
302.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	302.5	232.5	232.5	—	—	—	1.5	
4,830	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,830	3,900	3,530	—	—	370	11	
1610.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1610.0	1300.0	1176.7	—	—	123.3	3.7	
4,666	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,666	3,631	3,471	—	—	160	10	
1166.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1166.5	907.8	867.8	—	—	40.0	2.5	
9,118	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,118	7,135	2,870	—	—	4,265	13	
1139.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1139.8	891.9	358.8	—	—	533.1	1.6	
20,939	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,939	16,477	11,682	—	—	4,795	42	
1163.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1163.3	915.4	649.0	—	—	266.4	2.3	
98,210	3,236	17,402	448	10,842	849	5,263	17,402	8,347	—	93,099	91,512	30,424	—	524	56,304	4,200	420
1818.7	59.9	322.3	8.3	200.8	15.7	97.5	322.3	154.6	—	1724.1	1694.7	563.4	—	9.7	1042.7	77.8	7.8
58,797	961	30,690	353	22,915	1,514	5,908	30,690	—	—	59,758	71,440	9,087	10,143	2,356	45,617	4,237	450
3458.6	56.5	1805.3	20.8	1347.9	89.1	347.6	1805.3	—	—	3515.2	4202.4	534.5	596.6	138.6	2683.4	249.2	26.5
116,862	—	23,625	321	18,024	4,464	816	23,625	—	—	116,862	114,959	24,588	3,050	—	68,209	14,112	700
3246.2	—	656.2	8.9	500.7	124.0	22.7	656.2	—	—	3246.2	3193.3	683.0	84.7	—	1894.7	392.0	19.4
273,869	4,197	71,717	1,122	51,781	6,827	11,987	71,717	8,349	—	269,719	277,911	64,099	13,193	2,880	170,130	22,549	1,570
2559.5	39.2	670.3	10.5	483.9	63.8	112.0	670.3	78.0	—	2520.7	2597.3	599.1	123.3	26.9	1590.0	210.7	14.7
294,808	4,197	71,717	1,122	51,781	6,827	11,987	71,717	8,349	—	290,658	294,388	75,781	13,193	2,880	174,925	22,549	1,612
2358.5	33.6	573.7	9.0	414.2	54.6	95.9	573.7	66.8	—	2325.3	2355.1	606.2	105.5	23.0	1399.4	180.4	12.9

以上の組織図からわかるように、形態的には、製材業者が棟梁ないしは番頭、部長といった名称の総元締を配し、その下に、主として地域担当という形で部員、職員ないし店員が配置される形のもの（玉置・横井・山田）がある反面、製材業者がその下に総元締的なものをおかず、複数の直接把握している形（佐々木・小川）がある。しかし、形態的には類似しているが、各店員間の関係や先手の把握のあり方にはかなりの差がみられる。そこで、一、二の事例によって、その質的相違点とそのもつ意味について検討してみよう。

2. 棟梁（部長）の性格と労働組織

(1) 佐々木材木店の場合

佐々木材木店の棟梁（番頭）である賀川喜一氏は、現在73才であるが、彼は16才の頃（明治44年頃）から林業労働に従事し、主として植林・下刈の育林労働に日給で働いていた。昭和9年になって、それまで佐々木材木店の棟梁であった佐々木次氏が死亡したため、賀川氏が代って棟梁になったのである。それは、もともと賀川喜一氏の父が佐々木材木店の木材ブローカーとして働いて

おり、天然材の買付を行なうと同時に、土地つきの山林買付も行なっていたという関係が、賀川喜一氏を佐々木氏の棟梁にさせた大きな要因であったと考えられる。その頃、谷山、クズガ谷周辺の山林の多くは、牟岐の綱元を中心とした地主や商人が所有しており、それらの山林の買付をすると、喜一氏の父が労働者を雇用して伐出を行ない、喜一氏はその伐採跡地の造林を担当するという、いわば先手にあたる仕事に従事していたのである。その頃の林業労働者は、古屋川流域の兼業農家で1才当りの請負で伐出していた。食糧自給との関係で、伐採跡地を、ヒエ、アワ、イモなどの食糧生産に利用し、あとは造林するといういわゆる「焼畑造林」が行なわれていたといわれる<sup>14)</sup>。

賀川喜一氏が、昭和9年に棟梁に就任してからは、山林経営のみならず、原木の買付も行なうようになり、いわゆる買子としての性格をもつようになったのである。前述したように、三枝氏が賀川氏の原木買付進出をおそれたのもこのためである。昭和10年代の佐々木材木店における素材生産機構は、賀川氏がその総元締的な立場に

あった。その当時の伐出は、ほとんどすべて先手たる労働請負人によって行なわれており、事業の規模によってその先手の数も増減されたが、1山（10万～20万才）について2～3名の先手が就労する例が多かったようである。先手の性格については後述するが、林業労働者はその種類によって専門化しており、伐木・造材（先ヤマ）、集材、木馬ひき、流送などの区別があった。集材にはトバシ庄屋、木馬ひきには馬ひき棟梁、流送（バラ流し）にはセキダシ庄屋と呼ばれる組頭が存在しており、その組頭を把握することが各事業を進めるうえに欠くことのできない業務であった。しかし、林業労働者の専門分化は天然林材の減少とともに減り、戦後は明確な専門分化はほとんどみられなくなっている。

素材生産機構が、(iv)図のように、地域分担が行なわれるようになったのは昭和35年からで、木沢村と相生町の担当がそれぞれ独立し、賀川氏は木頭、上那賀町を中心とする地域に担当が集中されることになったのである。昭和43年現在では、賀川喜一氏は月給65,000円支給され、その他に年間3か月程度のボーナスを得ている。原木の買付については、かなりの範囲まで賀川氏の裁量にまかされているが、その裁量の範囲は佐々木氏の示した幅以内のことであって、その意味では買手の名称が示すように棟梁の独立性はなく、佐々木材木店の現地駐在員の性格をもつものといつてよいであろう。

## (2) 横井製材および横井林業の場合

横井林業は、昭和31年に林業経営部門と製材部門とを分離独立させたが、それまでは同一の経営体として維持されてきた。分離したといっても、製材部門は、横井林業の社長の長男が経営者となっているという同族会社である。

ところで、横井林業は、もともと阿波塩船の元締であり、嘉永年間（1848～1853）に海運業をはじめ、日本一といわれる巨船を造営して、四国から大阪方面への回漕問屋を営んでいたといわれる。木材商をはじめたのは明治10年代で、木頭の山元伐出業者が放流してきた木材を依託で販売するという、いわば依託業者として出発している。明治30年代までの下流木材問屋は、ほとんど自ら入山伐出を行なわなかったから、伐出については山元伐出業者に頼らざるを得なかったのである。

横井氏は、金原明善の話を聞いたのを契機として、明治38年頃から木頭地域に造林をはじめたという。横井氏は、明治期に木頭地域の立木を買付ける場合、買付林木の約半数は土地つきとして買付けており、残りの半数は5～10年期限の「年期売り」であったといわれている。

横井氏の初代棟梁は沖田嘉右エ門氏で、現在の横井製

材の山林部長である沖田公英氏はその4代目の子孫にあたる。横井林業の山林部長である浦川恭宣氏は、昭和15年までは当時の棟梁であった日野満太郎氏の下で、主任（小棟梁）的立場であったが、昭和15年日野氏のあとを継いで棟梁になったのである。このようにみえてくると、横井氏の棟梁ないし部長は、実質的に世襲の性格の強いものであることがわかる。

さて、そこで山林部長である沖田公英氏の場合について、伐出および育林の実行形態をみてみよう。

いうまでもなく、沖田氏は横井製材の原木買付、山林の経営すべての現場責任者であり、主任の谷薫氏は、その下にあつて、木頭、木沢の事業の調整、立木買付の具体的交渉など、沖田氏の指示によって動き、買付材の現場での調整が主な役目である。さらに、木頭地区担当の下込氏、木沢地区担当の桃谷氏は、先手と直接接し、現場監督を兼ねる横井製材の職員である。

沖田氏は、年間約8～10万石の素材を取り扱うが、その立木の買付には、沖田氏のほか谷氏、下込、桃谷氏等も必要に応じてタッチする。そのかぎりでは、部員全員が連絡して買付がなされるが、ほとんど部長の決定によって買付が決まる。立木の買付は、出石によって決裁を行なう「正量取引」が約半数、毎木調査をした上での一括立木買取り（「見たおし」）が約半数である。

立木の買付が行なわれると、その伐出はすべて先手に才当り単価（最近では石ないし $m^3$ 当り単価も採用されている）を決めて下請させるが、この下請単価の決まり方いかんが林業労働者と素材業者の経済的関係を規定することになる。一般に、請負単価はそこにおける地場賃金を基礎にして決められ、機械をどちらが持つかによって単価も変ることはいうまでもない。沖田氏の場合では、全体の80%までは会社所有の集材機を利用しており、チェーンソーは伐出労働者の全員が個人で所有している。

会社側と労働者との間の請負契約は先手が行なうが、先手がさらにそれを各労働者に再下請させるという形態は、現在ではほとんど姿を消し、労働者全体としての共同請負が多くなっている。同一の組に属する林業労働者の中でも、年少者で経験の浅い者は0.8人前程度の評価しかうけず、それだけ賃金も低いのが通例である<sup>15)</sup>。

造林労働については、ほとんどすべてが日給制で、能力差によって、日給は1,400円、1,300円、1,100円（43年時点）という格差がもうけられている。造林労働者については、第5表にも明らかのように、零細農民夫婦の労働に依存しており、年間の就労日数も伐出労働に比して少ないものが多い。

一般に「横井の先手」と呼ばれているように、専属の



第5表 横井製材(沖田公英)の山林労務者現況

地区	氏名	性別	年齢	農家・ 非農家	世帯上 の地位	山林規模	取得免許	従事 日数
木 頭 村 (代 出)	Y.S	男	44	0.5未満	主	ナシ	(チ)	270
	Y.M	〃	18	〃	〃	0.1~1.0	(チ)	160
	◎T.M	〃	35	非農家	〃	ナシ	(架)(集)(チ)	220
	N.R	〃	41	0.5未満	〃	0.1~1.0	(架)(集)(チ)	240
	N.M	〃	34	〃	〃	〃	(架)(チ)	210
	T.T	〃	28	非農家	〃	ナシ	(架)(集)(チ)	240
	N.K	〃	33	〃	〃	ナシ	(チ)	220
	M.I	〃	51	0.5未満	〃	ナシ	ナシ	190
	M.S	〃	22	〃	あとつき	ナシ	(チ)	230
	M.H	〃	35	〃	主	ナシ	(チ)	240
	M.Y	〃	24	〃	その他	ナシ	(チ)	240
	I.S	〃	38	〃	主	1.0~5.0	(チ)	240
	S.Y	〃	27	0.5~1.0	あとつき	〃	(チ)	230
S.I 他(高知 3名)	〃	22	〃	その他	〃	ナシ	230	
上 那 賀 町 (1) (伐 出)	S.S	男	40	0.5未満	主	ナシ	ナシ	240
	H.K	〃	35	〃	〃	ナシ	(架)(集)(チ)	200
	Y.M	〃	23	1.0以上	あとつき	5.0以上	ナシ	240
	K.K	〃	25	〃	〃	〃	(チ)	240
	N.F	〃	26	〃	主	1.0~5.0	(チ)	240
	T.S	〃	29	〃	あとつき	5.0以上	(架)(集)(チ)	240
	◎S.S 他(高知 2名)	〃	35	非農家	主	ナシ	(架)	150
上 那 賀 町 (2) (伐 出)	K.A	男	40	非農家	主	ナシ	(架)(集)(チ)	240
	N.K	〃	41	〃	〃	ナシ	(架)(集)(チ)	240
	M.M	〃	28	〃	〃	ナシ	(架)	230
	M.I	〃	35	〃	〃	ナシ	(架)(集)	250
	◎K.Y	〃	45	〃	〃	ナシ	(架)(集)	250
	K.S	〃	43	〃	〃	ナシ	(架)(集)	260
	F.S	〃	22	〃	あとつき	ナシ	ナシ	200
上 那 賀 町 (3) (選 林)	◎H.K	男	37	0.5未満	あとつき	ナシ	(架)(チ)	250
	H.M	女	27	〃	妻	ナシ	ナシ	60
	O.K	男	63	〃	主	ナシ	ナシ	230
	O.J	女	55	〃	妻	ナシ	ナシ	120
	O.S	男	58	〃	主	ナシ	ナシ	220

(注) ① 単位: ha, ◎印は先手  
② (チ)…チェーンソー (架)…架線 (集)…集材機

先手となると、いわゆるフリーの先手とちがって、その機能は作業管理と労務管理が主体で、自らも作業に従事しており、いわば現場監督的性格をもっている。前述したように、共同請負が主体となったことによって、先手による中間搾取は現在ではほとんど行なわれていない。ただ、技能的にも水準の高い者が先手となるので、雇用

者側では特別の手当を支給する場合が多い。

沖田氏関係の林業労働者の中で、桃谷氏の担当する木沢地区の先手および労働者をみると、第5表のごとくで、伐出労働については、青壮年層の若い労働力が中心となり、造林労働はやや高令層にかたよっていることがわかる。

農業との兼業労働が主体であるが、上那賀町(2)の組にみられるように、農業との兼業でなく林業労働専業者もかなりの数にのぼっている。また、伐出労働者の大半は、チェーンソー、架線、集材機の技術を取得しているのに対して、造林労働者は、先手を除いてそうした技術はもっていない。年間の就労日数も、伐出労働者の平均は228日、とくに上那賀町(2)では平均240日にのぼっている。

以上のように、桃谷氏担当の労働者は固定的であり、先手も準職員なみの取り扱いをうけるという関係にある。これは、横井製材にかぎらず、下流大手製材の専属労働者の場合共通する点であるが、先手でも専属の先手とは性格が異なるとみられるのは、いわゆるフリーの先手である。

全く平等な「仲間集団」としてのフリーの組も存在してはいるが、特定の雇用者をもたない先手の場合の多くは、組員に再下請をさせ、先手が中間搾取をすることによって成り立っている。一般に、これらフリーの先手は、組員も5~8名程度の小規模のものが多く、特定の業者との専属関係をもたないために、小規模の伐出に断続的に就労するか、大規模伐出の補完的形態で就労する場合が多い。例えば、木頭の先手である谷沢氏は、常に7~8名の労働者を抱え、集材機を所有してもっぱら伐出の下請を行ない、自らの労賃を取得すると同時に、請負金額と労働者への支払賃金との差額を先手の利益として得ている。機械の償却費を上廻る残額が先手の利得となるわけであるから、元請単価の決定と支払賃金額が先手の重要関心事であることはいうまでもない。こうした例は、木頭村内でも、下内氏、井中氏、谷氏、小谷氏等かなりの数にのぼる。

しかし、集材機を所有せず架線のみを所有している先手もあり、決して一様ではないが、業者から伐出作業を単位当りの出来高で請負い、それをさらに労働者個人に下請させるか、または全体として請負う「共請け」形態で作業を行なう点は共通している。概して、前者の個人の再下請の場合において、先手の中間搾取が発生し易いが、先手による中間搾取の範囲はしだいに狭められてきている。

いま、「共請け」的形態をとり、組の組織も「仲間集

第6表 西山組の月別就労日数

(木頭村助部落)

氏名	S.43 1月	2	3	4	5	6	7	8	9
◎N.K	16.5	15.0	19.7	20.0	17.0	17.2	15.5	16.5	20.5
N.K	15.0	15.0	23.0	18.3	17.0	16.0	16.0	5.0	20.5
N.S	16.0	15.0	22.0	19.0	21.0	18.7	15.0	19.0	19.5
N.A	15.0	9.0	19.0	14.3	19.0	11.7	3.0	11.0	4.0
N.J	4.0	6.5	3.0	3.0	7.0	4.0	—	—	—
G.T	—	—	—	—	—	14.0	5.0	—	—
K.H	—	—	—	—	—	19.7	8.0	11.0	17.0
S.K	—	—	—	—	—	13.7	16.0	18.0	18.5
N.Y	—	—	—	—	—	5.0	16.0	12.5	3.5

(注) ◎印は組の代表者  
単位：日

団」としての性格をもつ「組」についてしてみると、第6表のように、組の代表者である西山氏の他4名が固定した組員であり、他は仕事量に応じて任意に加える臨時組員である。組員各自の就労日数は一定していないが、同一部落内で、経営耕地規模もほぼ平均化しているという特徴をもっている。この場合、各組員は臨時とはいえ平等で、代表である西山氏が独断で請負単価を決めるということはしない。すべて組員全員の合意にもとづく請負契約が行なわれ、代表者は単なる世話人にすぎないのである。このような仲間集団としての組の代表者は、特別な技能も機械も所有せず、その保持いかんが代表者たる資格要件とはなっていない。

- 14) 前掲『木頭の林業発展と日野家の林業経営』によれば、明治20年代の木頭村では「約2,900町歩程度が焼畑林野であったと思われる。すなわち、3～5年の焼畑耕作が終ると、そのまま放置し、草生一雑木林として20～27年間、自然の土地肥沃化を図り、生産力回復をまつて再び焼畑耕作を繰返す」と述べられており、これを零細農民に貸付け、その代償に植林をさせた、といわれている。『同書』54頁参照。

- 15) 小川商店の店員である木頭村の渡越助夫氏の立木買付の例をみてみよう。

(見タオシの場合、昭和43年3月21日契約)

売渡金額 95万円 (立木1才当り56円の見積)

見積り材積 17,500才

契約金 10万円

4・5・6の3か月の各25日に20万円支払うこと。残金25万円は7月25日に支払うこと。木引税は買主の負担とする。

以上のごとき契約にもとづき、伐採搬出を1才当り8円で請負させたところ、事業費は94,720円であったという。見タオシの場合でも誤差は5%以内であるが、この場合、実際の材積は15,600才であったといわれる。

伐出労働の1日当りの能率は、手挽で800才、チェーンソーを使うと1,200才程度で、43年現在で才当り2円50銭～3円という。したがって、手挽だと1日当り2,000～2,400円、チェーンソーだと3,000～3,600円見当りなる。

## IV 若干の要約

昭和恐慌期を境に完成した那賀川下流の大規模製材業者による木頭林業地域の山元支配の特徴的な点は、(1)木

頭奥地山林の集中・集積の基盤をつくったこと、(2)山元素材の買付機構である「買子制」を完成させたこと、(3)それは同時に、自己保有山林の育林・伐出組織の確立でもあったこと、この3点に集約されよう。

その最も特徴的な点は買子制にあるが、その素材生産機構としての買子制は、いわゆる歩合制としての独自性を一部に残しながらも、本来の買子制のもつ買子という独立した商行為を担う者によって行なわれているのではなく、下流製材業の山林部に相当する形で、いわゆる組織内に組み込まれた機構に固定化されているのである。直接生産を担当する林業労働組織も、専属的に固定化しているために、先手に代表される下請機構を残しながらも、いわば準職員化しているという特徴をもっている。したがって、棟梁や先手による中間搾取の余地はほとんどなくなってきているが、そのことは、より直接的に下流製材資本による山元支配が強化されたものとして理解されねばならない。

前述したように、これは労働組織の掌握の程度いかんにかかわってくることはいうまでもない。専属労働として固定化が進めば進むほど、棟梁や先手による中間搾取の余地はなくなり、林業労働者自身も賃金労働者として純化の度を深めるのである。例えば、山田製材の課長(棟梁)である花川氏は、「先手が各労務者に日当でやらせるときは勝手にさせるが、労務者にそれぞれ出来高で請負わせる場合には、先手の取り分を石当り10～20円程度におさえる」と話している。したがって、先手の固定化が完全でなく、労働者各人への再下請形態の場合には、その先手のマージンははじめから考慮されているものとみてよい。

この限りでは、製材資本にとってみれば、専属の労働組織を固定化させる方が、先手のマージン部分だけ出費を少なくすませることになるであろう。だが、事業量の変動と場所の移動等による労働力の調整を考慮するならば、基幹部分以外の労働力は、下請の形で適宜調達することが有利となるのであって、フリーの先手による労働組織は、こうした補完部分を担当することになるのである。

換言すれば、専属の労働組織をもつ素材生産資本は、範疇的には産業資本的範式をとるのに対して、下請生産を典型とする非専属的素材生産資本は、商業資本的性格、なかでも商業資本と産業資本とがからみあった形態としての範式をとるものと理解される。

参 考 文 献

1. 四手井・半田編著『木頭の林業発展と日野家の林業経営』農林出版KK 1969年
2. 林業発達史資料第78号「木頭林業発達史」林業発達史調査会 1959年
3. 徳島県労政課『那賀川流筏労働運動史』1956年
4. 全国山林会連合会『徳島県那賀川流域林業経営調査報告書』1941年
5. 京都大学林業問題研究会『林業地帯』高陽書院 1956年
6. 北川泉「前期的資本と林業構造」島根大学農学部研究報告2号 1968年
7. 北川泉「素材生産資本の存在形態」—山元伐出業の機能について— 島根大学農学部研究報告3号 1969年